

# 令和元年 10月1日から 上下水道料金が変わります

消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日から水道、下水道料金に係る消費税率を8%から10%に改正させていただきます。

なお、令和元年9月30日以前から継続して使用されている場合の10月検針分(10月分)につきましては、経過措置の対象となり、旧税率8%の料金表により請求させていただきます。



水道料金表(税込)

種別	基本料金1カ月につき			超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)	
	水量	旧料金	新料金	旧料金	新料金
一般用	10 m <sup>3</sup> まで	1,940	1,980	162	165
官公庁団体用	20 m <sup>3</sup> まで	4,210	4,290	162	165
営業用	20 m <sup>3</sup> まで	4,210	4,290	162	165
浴場営業用	100 m <sup>3</sup> まで	8,310	8,470	64	66
共同浴場用	50 m <sup>3</sup> まで	5,830	5,940	162	165
工業用	100 m <sup>3</sup> まで	11,880	12,100	162	165
共用栓	40 m <sup>3</sup> まで	8,200	8,360	162	165
臨時用	10 m <sup>3</sup> まで	4,210	4,290	324	330

下水道料金表(税込)

種別	基本料金1カ月につき			超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)	
	水量	旧料金	新料金	旧料金	新料金
一般用	10 m <sup>3</sup> まで	1,940	1,980	162	165
営業団体等	20 m <sup>3</sup> まで	4,210	4,290	162	165
浴場用	100 m <sup>3</sup> まで	8,310	8,470	64	66

※超過料金の算出については、超過水量に単価を乗じて得た額に10円未満の端数金額が生じたときは、これを切り捨てて算出します。

※地下水利用の方の下水道料金は、加算水量もしくは認定水量を含めて算定しております。

## ●便利な【口座振替】をおすすめいたします



是非、この機会に口座振替の手続きをされますようおすすめいたします。口座振替手続きは、各金融機関にご使用通帳の印鑑をお持ちください。

振替手数料はかかりません。